

2020年1月1日現在

## ● 《 編曲委嘱に関する規約 》 ●

KAP 音楽工房をご利用いただき、ありがとうございます。

編曲のご依頼に際して、以下の諸点についてのご理解の上ご了承の程お願い申し上げます。

1. お客様のご依頼に基づいて KAP 音楽工房が制作した編曲楽譜につきましては、これを用いての演奏に際して原曲の著作権が問題となる場合がございます。これら演奏に関わる著作権問題は演奏者当事者に係るべきものであり、本件に関して KAP 音楽工房はいかなる責任も負いかねることをご了解ください。

2. 当該編曲楽譜の著作権、著作権は KAP 音楽工房が所有しています。ご本人の演奏上の都合以外の理由による無断の複写（コピー）やその無制限の頒布は違法となりますので、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

3. 前項 2 の理由により、当該編曲楽譜は適切な「留保期間(※1 注)」を置いた後、KAP 音楽工房委託出版社より一般向けに販売される可能性(※2 注)があることをご了解ください。

※1 「留保期間」はお客様の編曲委託の権利を尊重するためのものであり、原則としてお引き渡し後《半年/6ヶ月》とさせていただきます。

※2 「買い取り契約」の場合はこの限りではありません。楽曲の規模により**買い取り価格が加算**されます。

その他ご不明な点等ございましたら、**お問い合わせフォーム**よりご遠慮なくお問い合わせください。